

独立行政法人国立文化財機構公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和6年3月22日

理事長 決 裁

独立行政法人国立文化財機構における競争的研究費等の不正防止に関する基本方針は以下のとおりとする。

1. 機関内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
4. 研究費の適正な運営・管理活動
5. 情報発信・共有の推進
6. モニタリングの実施

附 則

この方針は、令和6年3月22日から施行する。